

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

朝日ながの病院

1 時間外労働が発生しない業務調整

- 休日入院は、原則として行いません。
- 入院患者の受入れは、原則として時間内としています。
- 早出・遅出職員を配置し、負担軽減を図っています。
- 定期薬の処方、オーダーについては、原則として時間内としています。

2 看護職員と他職種との業務分担

- 患者、ご家族への説明に当たり、他職種（薬剤師、理学・作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、社会福祉士、医療事務職員）が積極的に関わり、看護職員の負担軽減を図っています。

3 看護補助者（看護助手・医療介護士）の配置

- 看護補助者として看護助手を積極的に雇用しています。
(令和2年度、モンゴル技能実習生の医療介護士3名を新たに配置します。)

4 多様な勤務形態の導入

- 希望する時間に勤務できるパート勤務者を積極的に雇用しています。
- 夜勤専従看護師を雇用し、夜勤業務における看護職の負担軽減を図っています。

5 短時間正規雇用の看護職員の活用

- 育児・介護休業等に関する規則（以下「育介規則」という。）を定め、子が小学校

就学の始期に達するまで育児短時間勤務の適用を図るなど、育児・介護休業法の規定に基づく体制を整備しています。

6 妊娠・子育て、介護中の看護職員に対する配慮

- 育介規則に「深夜業の制限」を定め、夜勤の減免制度を導入しています。
- 育介規則に「所定外労働の免除」を定め、休日勤務の制限制度を導入しています。
- 有給休暇については、時間単位の取得を認めています。
- 育介規則に「所定労働時間の短縮措置等」を定め、所定労働時間の短縮制度を導入しています。
- 育介規則に小学校就学までの子を養育する職員に、「時差出勤」の制度を導入しています。

7 夜勤負担の軽減

- 夜勤従事者の増員を図っています。
- 夜勤専従看護師を積極的に雇用しています。
- 月の夜勤回数の上限の目安を設定しています。

8 具体的な取組内容

- 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資するため要領を定め、継続的な負担軽減に努めます。
- 有給休暇については、計画的な取得に努め、10日以上付与の者は、必ず5日以上の取得を実践するとともに、さらなる取得率の向上に努めます。
- この取り組みについては、院内会議等を通じ全職員に周知しています。